

報告第6号 専決処分の報告について  
(庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて)

- 1 事故発生日時 令和8年2月4日(木)午後4時50分頃
- 2 事故発生場所 亀山市東丸町地内(幼稚園跡駐車場内)
- 3 市側 運転者 亀山市職員  
車種 ホンダ インサイト  
登録番号 鈴鹿500せ2962  
損害の程度 右後部タイヤハウス上の擦り傷
- 4 相手方 氏名 XXXXXXXXXX  
損害の程度 左前バンパーの擦り傷
- 5 事故の状況等 令和8年2月4日午後4時50分頃、亀山市東丸町地内の幼稚園跡駐車場において、庁用車両を後退させたところ、後方にあった相手方の車両に接触させ、これを損傷させた。
- 6 市側損害額 75,020円
- 7 相手方損害額 48,752円
- 8 過失割合 市側 100% 相手方 0%
- 9 市賠償額 48,752円  
(全国市有物件災害共済会から全額補填)